

長崎県長大橋維持管理事業

特定事業の選定

令和7年10月

長 崎 県

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。)第7条の規定により、長崎県長大橋維持管理事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

長崎県知事 大石 賢吾

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

1)事業名称

長崎県長大橋維持管理事業

2)事業に供される公共施設の種類

橋梁

3)公共施設等の管理者等の名称

長崎県知事 大石 賢吾

4)事業目的

県の地理的特徴として、県土に占める離島・半島の面積が約7割と非常に大きいことから、特殊構造で形成された長大スパンを有する離島架橋を数多く有しており、これらは迂回路がない上に維持管理においては高度な技術力・ノウハウを求められる。

本事業は、支間長 200m を超える橋梁7橋を対象に、高度な予防保全の実行とライフサイクルコストの縮減による長期供用の実現を目的とする。

これらの実現にあたり、民間事業者の有する資金やノウハウを活用し、効率的かつ効果的に事業を実施することを目的として、本事業を PFI 事業として実施するものである。

なお、本事業は、橋梁の維持管理に関する官民連携の取り組みについて、国内に前例がないことから、長期契約による官民双方の課題・効果を検証するため、2橋・5年契約をベースとした第1期事業として試行するものである。

5)事業方式

本事業はPFI法に基づき実施するものとし、選定された民間事業者(以下、「事業者」という。)は、7橋の維持管理を実施する。

以上の事業はRO(Rehabilitate Operate)方式とする。

6)施設の位置づけ

県は道路法(昭和27年法律第180号)第13条の規定に基づき、橋梁を含む道路を、指定区間外の国道として管理をしている。

県は道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき、橋梁を含む道路を県道として位置づけている。

7)対象橋梁

本事業は、長崎県内の長大橋7橋を対象(表-1)に、マネジメント、維持補修、点検・診断、詳細調査(診断)、補修設計、修繕工事および、工事監理を包括的に実施するものである。

表 1 対象橋梁一覧

橋梁名	路線名	所在地	主要部分の 構造形式	橋長 (最大支間長)	架設年次 (供用年数)
西海橋	(国)202号	佐世保市針尾町 ～西海市西彼町	上路式鋼アーチ橋	316.2m (244.4m)	1955年 (70年)
伊王島大橋	(一)伊王島香焼線	長崎市伊王島2丁目 ～香焼町	鋼床版箱桁橋	876m (240m)	2010年 (15年)
若松大橋	(主)若松白魚線	南松浦郡 新上五島町若松郷	下路式トラス橋	522m (235m)	1991年 (34年)
生月大橋	(主)平戸生月線	平戸市主師町 ～生月町	下路式トラス橋	960m (400m)	1991年 (34年)
大島大橋	(主)大島太田和線	西海市大島町 ～西海町	斜張橋	1,095m (350m)	1999年 (26年)
鷹島肥前大橋	(一)鷹島肥前線	松浦市鷹島町 ～佐賀県唐津市肥前町	斜張橋	1,251m (400m)	2009年 (16年)
平戸大橋	(国)383号	平戸市岩の上町 ～田平町	吊橋	884.6m (465.4m)	1977年 (48年)

8)業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりである。

①アの補修設計、修繕工事、工事監理の総括業務、③ウの異常時点検業務、②、⑤、⑥および⑦は大島大橋、伊王島大橋の2橋のみが対象、それ以外の業務は7橋全てが対象である。

① マネジメント業務

ア 点検・診断、詳細調査(診断)、補修設計、修繕工事、工事監理の統括業務

イ 橋梁ごとの維持管理要領等の見直し検討・提案業務

ウ 県との情報共有及びモニタリング業務

エ 周知・広報等業務

オ 情報管理業務

カ 引継ぎ業務

② 維持補修業務

ア 路面・道路工作物等の保守及び応急措置業務

イ 機械電気保守・点検業務

③ 点検・診断業務

ア 1年点検(定点観測)業務

イ 5年点検(詳細点検)業務

ウ 異常時点検業務

エ 計画修繕工事以外の修繕の提案

④ 詳細調査(診断)業務

※劣化状況等に応じて物理調査等の詳細調査の必要性が生じた場合に想定し、点検・診断業務と補修設計業務のいずれかまたは両方で実施

⑤ 補修設計業務

⑥ 修繕工事業務

ア 計画修繕工事業務

イ 計画修繕工事以外の修繕の提案

⑦ 工事監理業務

9)事業者の収入及び負担等

① 事業者の収入

ア マネジメント業務費

マネジメント業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、事業期間中にわたって、四半期ごとに平準化し支払う。

イ 維持補修業務費

維持補修業務に係る対価は、会計年度ごとに、実施数量(実績)に応じた金額を支払う。

ウ 点検・診断業務費

点検・診断業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、令和8年度から令和11年度は、各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。令和12年度は、事業期間中の業務費用(総額)から、既に支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。

エ 詳細調査(診断)業務費

詳細調査(診断)業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、令和8年度から令和11年度は、各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。令和12年度は、事業期間中の業務費用(総額)から、既に支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。

オ 補修設計業務費

補修設計業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、令和8年度から令和11年度は、各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。令和12年度は、事業期間中の業務費用(総額)から、既に支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。

カ 修繕工事業務費

修繕工事業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、令和8年度から令和11年度は、各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。令和12年度は、事業期間中の工事費用(総額)から、既に支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。

キ 工事監理業務費

工事監理業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、令和8年度から令和11年度は、各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。令和12年度は、事業期間中の業務費用(総額)から、既に支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。

② 事業者の負担

事業者は、本事業に要する費用について、県からの支払いがあるまでの間、負担する。

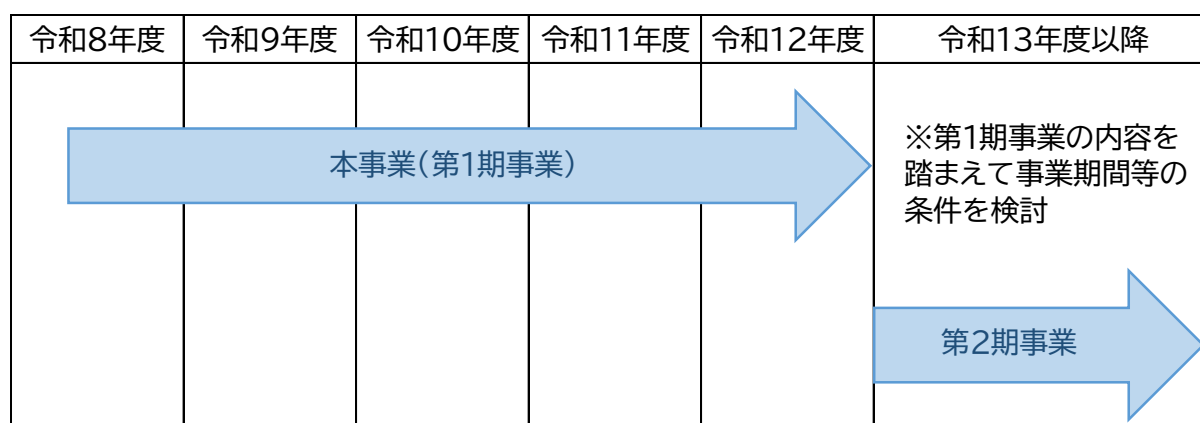
10)事業期間

本事業のスケジュールは表2のとおりである。事業期間は、令和8(2026)年度(事業契約締結の日)から令和12(2030)年度末までの約5年間とする。なお、本事業は長期一括での維持管理手法の導入に向けた「第1期事業」として、試行期間に位置づけしており、事業内容のモニタリングを通じた知見や課題を踏まえて、令和13年度以降の「第2期事業」の維持管理手法を検討する予定である(図1)。

表 2 事業スケジュール

時 期 (予 定)	内 容
令和8年4月	基本協定の締結
令和8年5月	事業契約の仮契約の締結
令和8年7月	事業契約に係る議会議決 (本契約締結)
本契約締結後～令和13年3月	維持管理期間

図 1 事業スケジュール



第2 県が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

1 特定事業の選定基準

本事業をPFI事業として実施することにより、長崎県長大橋維持管理事業について、県自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断できる場合に特定事業として選定することとした。具体的な判断基準は次のとおりである。

ア 事業期間を通じた県の財政負担の縮減が期待できること。

イ 県の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上が期待できること。

2 評価の方法

選定基準を踏まえ、本事業を県が直接実施する場合及びPFI事業により実施する場合を比較して次の評価を行う。

ア 県の財政負担額の縮減について、定量的に評価する。

イ 公共サービス水準の向上について、定性的に評価する。

3 定量的評価(財政負担額の縮減)

1)算定にあたっての前提条件

本事業のうち、長崎県長大橋維持管理事業を県が直接実施する場合及びPFI事業により実施する場合の財政負担額の評価を行うに当たり、設定した前提条件及び算定方法は、表3に示すとおりである。

なお、これらの前提条件は県が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表3 前提条件および算定方法

項目	県が直接実施する場合	PFI事業により実施する場合
共通条件	○ 維持管理の対象施設： 西海橋、伊王島大橋、若松大橋、生月大橋、大島大橋、鷹島肥前大橋、平戸大橋 ○ 事業期間：約5年間（令和8年度～令和12年度） ○ 割引率：0.20% ○ 物価上昇率：考慮しない	
財政負担額の主な内訳	① 事業期間中の維持管理に係る委託費、工事費等 ② 長大橋の維持管理に係る庁内人件費（間接コストを加味したもの）	① 事業期間中の維持管理に係る委託費、工事費等 ② 長大橋の維持管理に係る庁内人件費（間接コストを加味したもの） ③ マネジメント業務の業務対価 ④ SPC関連費用（設立費、管理費） ⑤ その他費用（事業者選定費用等）
算定方法	① 事業期間中に予定する点検、補修等の費用を元に設定 ② 現状の職務ポスト数をもとに、業務量増大を加味した人件費を設定	① 事業期間中に予定する点検、補修等の費用を元に、事業者の創意工夫や効率化によるコスト縮減を見込んで設定 ② 現状の職務ポスト数をもとに、本事業の導入による、県と事業者による業務体制・役割分担の最適化を見込んだ人件費を設定 ③、④、⑤については、類似事業の動向等を踏まえて設定
資金調達方法	・一般財源 ・道路メンテナンス事業補助	・一般財源 ・道路メンテナンス事業補助

2)算定結果

上記の前提条件を基に、県が直接実施する場合とPFI事業により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を県が直接事業を実施する場合に比べ、PFI事業により実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が約1.2%程度削減されるものと見込まれる。

4 定性的評価(公共サービスの水準の向上)

本事業をPFI事業により実施することで、以下に示す維持管理の水準等の向上が想定され、長大橋の長期にわたる安定的かつ持続的な維持管理に繋がることが期待される。

1)品質の維持・向上

事業者の知見・ノウハウに基づく創意工夫の発揮や、複数の業務を連続的かつ一体的に実施することの利点を活かし、業務の実施方法の工夫が可能となり、技術判断のブレや見落としの低減、業務の改善、高度化などが期待できる。

2)コストの縮減

複数の業務を連続的かつ一体的に実施することの利点を活かし、業務の実施方法の工夫が可能となり、各部材の補修等サイクルの延伸・長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、複数の業務間での調整や工期短縮によるコスト縮減が期待できる。

3)適時・早期の対応

複数の業務を連続的かつ一体的に実施することの利点を活かし、業務の実施方法の工夫により、業務間での優先順位の最適化や対策効果の早期発現が期待できる。

5 総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、定量的効果及び定性的効果を期待できる。

このため、本事業をPFI事業として実施することが適当であると判断できることから、本事業をPFI法第7条の規定により、特定事業として選定する。